

○死亡廃用共済価額設定準則を定める件

(制定…平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十四号)

(最終改正…令和三年一月十五日農林水産省告示第九十号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七条第一項の規定に基づき、死亡廃用共済共済価額設定準則を次のように定める。

死亡廃用共済共済価額設定準則

- 1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第一百七条第一項の包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）についての死亡廃用共済の共済価額は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜（共済掛金期間中に規則第八十一条第一項第二号イ及びハに掲げる異動が見込まれる場合には、当該異動に伴って飼養することとなる家畜を除き、当該異動に伴って飼養しないこととなる家畜を含む。）の次に掲げる価額の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、当該算定された金額が当該共済掛金期間中に飼養した

当該包括共済關係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の次に掲げる価額の合計金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

一 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚にあつては、共済掛金期間開始の時（当該共済掛金期間の開始後に当該包括共済關係に付される家畜にあつては、その付される時）における価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬のうち、牛及び馬にあつては共済掛金期間終了の時における家畜の価額（その時前に当該包括共済關係に付された家畜でなくなるものにあつては、平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十五号（農業保険法施行規則第一百七条第二号の農林水産大臣が定める金額を定める件）、牛の胎児にあつては平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十六号（農業保険法施行規則第一百七条第二号の規定による牛の出生の日における価額の算定の方法を定める件）に定める金額

2 前項の家畜の価額は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が包括共済家畜区分、品種、月齢、用途その他の事項による家畜の区分ごとに、次に掲げる家畜の取引価格を基礎として定める家畜の評価額の基準（以下「

評価基準」という。以下同じ。）によるものとする。

一 組合等の区域（法第一百七条に規定する共済事業を行う市町村及び法第十条第一項に規定する全国連合会にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）内で飼養される家畜の取引が主に行われている家畜市場（家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）から得られる家畜の過去一年間の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、当該取引価格を家畜の取引頭数により加重平均して得た価格）

二 組合等の区域内で飼養される家畜の取引が主に行われている食肉市場（家畜の枝肉の卸売取引が行われている卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場をいう。以下同じ。）から得られる過去一年間における枝肉の一キログラム当たり平均取引価格（複数の食肉市場で取引が行われている場合には、当該平均取引価格を各食肉市場で処理された家畜の頭数により加重平均して得た価格）に、牛の出荷月齢時の枝肉重量を乗じて得られた平均取引価格

三 前二号の平均取引価格が得られない場合には、家畜市場及び食肉市場以外における取引によって形成される過去一年間の平均取引価格

3

組合等は、評価基準を定めるに当たっては、当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に係る価額の算定方法の特例）

2 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する共済掛金期間における繁殖用雌牛及び育成・肥育牛の評価基準を定める際のこの告示の適用については、第二項第一号から第三号までの規定中「過去一年間」とあるのは、「平成三十一年二月一日から令和二年一月三十一日までの間」とする。